平成３０年労第１９０号

主　　文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第１　再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第２　事案の概要

１　請求人は、平成○年○月○日、Ａ会社に雇用され、Ｂ所在の同社Ｃ営業所において、構内トラック運転手として勤務していた。

２　請求人は、平成○年○月○日、普通自動二輪車を運転して出勤する途中、大型乗用自動車と衝突し、負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、直ちにＤ病院に救急搬送され、平成○年○月○日まで同病院にて入院加療した後、同日、Ｅ病院に転医し、「右鎖骨骨折、左大腿骨骨折、右肋骨骨折、左膝窩動脈損傷」（以下「本件傷病」という。）の傷病名で同年○月○日までの間、入院し、以後は同病院にて通院加療を継続していた。

３　請求人は、自宅からＥ病院までの通院に際して、請求人の父親が運転する自家用自動車を利用していたところ、平成○年○月○日から同年○月○日までのうちの○日間については、当該自家用自動車を利用できなかったため、タクシーを使用し、その費用に係る療養給付を監督署長に請求したが、監督署長は、タクシーを利用した費用の請求は移送費の支給要件を満たしていないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官がこれを棄却したため、再審査請求（平成２９年労第２５０号事件）に及んだものの、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却（以下「前裁決」という。）した。

４　請求人は、前請求の後続となる平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間（以下「本件請求期間」という。）に係る自宅からＥ病院までの通院に介護

タクシーを利用した費用を移送費として療養給付を請求したところ、監督署長は、介護タクシーの利用については移送費の支給要件を満たしていないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。本件は、請求人が、本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。

5　請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日でこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第３　当事者の主張の要旨

１　請求人

（略）

２　原処分庁

（略）

第４　争　　点

請求人の移送費に係る療養給付について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか。

第５　審査資料

（略）

第６　理　　由

１　当審査会の事実認定

（略）

２　当審査会の判断

当審査会は、前裁決において、本件災害により発症した疾病の加療のためのタクシー利用に係る移送費については、請求人の訴える左足の血流障害の存在や同障害に対する治療等を確認することができず、医学的にその必要性が認められないと判断しているところであり、本件再審査請求に関して請求人が提出している資料及び主張を精査しても、いずれも前裁決における当審査会の判断を変更する必要性は認められない。したがって、本件再審査請求における介護タクシー利用に係る移送費についても、前裁決と同様の理由により、支給することはできないものと判断する。

３　結　　論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、

請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。